

## 第 92 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成 29 年 7 月 26 日（水） 13:30～16:00
2. 開催場所：日本電気協会 C, D 会議室
3. 出席者：(敬称略)
  - 【委員長】 横山（東京大学）
  - 【委員長代理】 大崎（東京大学）
  - 【委員】 金子（東京大学）  
栗原（電力中央研究所）  
望月（大阪大学）  
横倉（武蔵大学）  
吉川（京都大学）  
今井（神奈川県消費者の会連絡会）  
大河内（主婦連合会）  
押部（発電設備技術検査協会）  
木戸（電気事業連合会）  
鈴木（後藤委員代理：電気設備学会）  
五来（日本電線工業会）  
酒井（電気学会）  
高尾（武部委員代理：東京電力ホールディングス）  
田中（日本電機工業会）  
軸屋（土井委員代理：関西電力）  
中澤（火力原子力発電技術協会）  
中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）  
中谷（松浦委員代理：中部電力）  
松尾（電気保安協会全国連絡会）
  - 【委任状提出】 國生（中央大学）、野本（東京大学）、高島（電力土木技術協会）
  - 【参加】 橘、及川（経済産業省 電力安全課）、竹野
  - 【説明者】 発電専門部会：大田（関西電力）、山口（日本電気協会）  
送電専門部会：苅部（東京電力）、服部（中部電力）、  
長友（日本電気協会）
  - 【委員会幹事】 吉岡（日本電気協会）
  - 【事務局】 荒川、国則、田弘（日本電気協会）
4. 配付資料：
  - 資料 No.1 第 91 回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

- 資料 No. 2-1 「発変電規程」(JESC E0003(2012))改定(案)の審議・承認のお願いについて(発変電専門部会)
- 資料 No. 2-2 発変電専門部会：発変電規程の改正要請について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 3-1 「電力保安通信規程」(JESC E0009(2013))改定(案)の審議・承認のお願いについて(送電専門部会)
- 資料 No. 3-2 送電専門部会：電力保安通信規程の改正要請について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 4 電気新聞及びホームページ 公告文
- 資料 No. 5 平成 28, 29 年度における国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧
- 資料 No. 6 日本電気技術規格委員会 委員名簿(平成 29 年 7 月 26 日 現在)
- 参考資料 No. 1 発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請について(日電規委 29 第 0009 号)

## 5. 議事要旨：

### 5-1. 出席委員の確認 (報告案件)

委員会幹事より、全委員数 24 名に対し委任状、代理者を含めて 22 名出席で、規約第 7 条による全委員数の 2/3 以上の出席という定足数を満たしていることが報告され、委員会の成立が確認された。(途中出席の委員を含め、最終的には委任状、代理者を含めて 24 名出席であった。)

### 5-2. オブザーバ参加者の確認 (報告案件)

委員会幹事より、経済産業省電力安全課の電力技術基準担当橋課長補佐、及川係長、及び竹野オブザーバがオブザーバ参加していることが報告された。続いて橋課長補佐より挨拶があった。

橋課長補佐の挨拶の概略は、以下のとおり。

「この 7 月に電力安全課に着任した。また、ほぼ同時期に課長も後藤から白神に代わった。現在 3 年間の事業で、技術基準の解釈の性能規定化を検討しており、この委員会とも関連のある一括エンドースについても議論を開始した。新しい試みであり難しい点もあるかと思われるが、相談しながら進めたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。」

### 5-3. 第 91 回委員会議事要録案の確認 (審議案件)

事前送付済みの資料 No. 1 第 91 回委員会議事要録案について最終的な確認が行われ、審議の結果、特に意見等はなく本件は承認された。

#### 5-4. 「発変電規程」(JESC E0003(2012)) の改定について(発変電専門部会)

(評価案件)

資料No.2-1, 2-2に基づき、「発変電規程」の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き発変電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえ、内容の一部修正を発変電専門部会で検討し委員長が確認することを前提条件として、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

Q1 : 電気事業用電気工作物と自家用電気工作物の区分が複雑になったが、P-17 の第 1-3 条の「電気事業の用に供する電気工作物(電気事業用電気工作物)」の用語の定義の解説が簡略化されているようである。引用した法令の内容を追記するなど、もう少し詳しく書いた方がよいのではないか?

A1 : P-12 の用語の定義の本文(4)では、引用した電気事業法第 38 条第 4 項の内容をシンプルに記載しているので、P-17 の解説に省令で定める要件の記載を追加する。

Q2 : P-29 の第 1-4 条で微量 PCB 汚染機械器具の解説が追加されているが、電力会社の変圧器などで使われているのであれば、課電自然循環洗浄法に関する記載を追加した方がよいのではないか?

A2 : 関連する課電自然循環洗浄法の実施手順書が、経済産業省および環境省から公表されている旨の記載を追加する。

Q3 : P-361 の第 6-14 条で磁束密度測定が追加されているが、この測定は需要場所の自家用電気工作物には適用されないことを明確にしておいた方がよいのではないか?

A3 : 元々P-73 の第 1-13 条に、電技の内容を規定しており、適用範囲は変電所又は開閉所に限定して記載されていると考えるが、再度確認の上誤解を生むようであれば記載の追加を検討する。

Q4 : 今回の改定は 5 年毎の定期的な改定であるが、5 年を待たずして改定する必要がある場合、どのような運用を行っているのか?

A4 : 専門部会で年 1 回定期的に、JESC 規格の改定や電技解釈等の改正の要望調査を行っており、挙げられた要望に対して改定等の必要性を検討して、必要があると判断された規格の改定については、5 年を待つことなく適宜改定するという運用を行っている。例えば系統連系規程は、各方面から要望を受けて、必要の都度追補版を発行するなどの改定を行っている。

#### 5-5. 「電力保安通信規程」(JESC E0009(2013)) の改定について(送電専門部会)

(評価案件)

資料No.3-1, 3-2に基づき、「電力保安通信規程」の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き送電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議

の結果，以下に示す議事を踏まえ，内容の一部修正を送電専門部会で検討し委員長が確認することを前提条件として，本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

Q1：P-423 の第 5-1 条に電源方式の種類として，整流器方式と静止型交流無停電電源方式と太陽電池方式が規定されているが，解説に入っている蓄電池を追加した方がよいのではないか？また，鉛蓄電池についての解説のみが記載されているが，リチウム電池を採用する計画があれば解説で言及しておくのがよいのではないか？

A1：蓄電池についての記載を追加する。リチウム電池については，採用実績がないため今回の改定には反映しておらず，現状のままとする。

#### 5-6. 平成 29 年度電気施設等の保安規制の合理化検討に係る調査（電気設備に関する技術基準の性能規定化検討調査）について （報告案件）

事務局より，「平成 29 年度電気施設等の保安規制の合理化検討に係る調査（電気設備に関する技術基準の性能規定化検討調査）」の内容の報告が行われた。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

Q1：国内あるいは外国で，検討の参考になるような類似の組織なり制度はあるか？

A1：日本では，国の検査や審査を，法律が指定した別の機関が行う例は普通であり，また，規格基準の制定について民間規格を活用する取り組みは，高圧ガス保安法や電気用品安全法などでも行われている。一方，行政の中で民間規格の評価機関が位置づけられて，民間規格が自動的に省令や解釈に関係付けられるという仕組みはおそらく今回が初めてかと思われる。海外では，米国法において民間規格の活用が原則とされており，使わない場合はその理由を説明しなければならないことになっている。これらも参考にしながら検討を行いたいと考えている。

Q2：電気設備一般に関するスキームとのことだが，この検討体制中の国際化の作業会はどのようなことを行うのか？経済産業省では，電気以外の分野でも同様に進めるよう考えているのか？

A2：今回の検討は，電気事業法に基づく技術基準に関するもので，原子力規制庁が担当する原子力分野は含まれておらず，具体的には電気，火力，水力の技術基準が性能規定化の検討対象と考えている。電気では電技解釈の第 7 章に使用が認められた IEC 規格が規定されており，国際化の作業会ではその IEC 規格の扱いの検討を行う予定である。なお，国として WTO/TBT 協定に批准し使える国際規格を使っていくという方針があり，電気以外の分野でも担当省庁がそれぞれの法規で規定をしているものとする。

5-7. 平成 28, 29 年度に国へ要請した案件のその後の状況について (報告案件)  
資料 No. 5 に基づき, 事務局より, 以下の状況の報告が行われた。

- ・ No. 28-1, 2, 7 の要請案件を反映した電技解釈改正案について, 経済産業省による意見募集が平成 29 年 5 月 18 日より 6 月 16 日まで行われた。
- ・ 第 91 回 JESC で承認された No. 29-1 の火技解釈の改正要請書を, 参考資料 No. 1 のとおり, 平成 29 年 6 月 26 日に経済産業省に提出した。

## 6. その他

### 6-1. 委員会の委員名簿

資料 No. 6 に基づき, 事務局より, 本日現在の委員名簿の内容が報告された。

### 6-2. 委員会の開催日程

次回第 93 回委員会は, 10 月 3 日 (火) 13:30 から開催予定であることが報告された。また, 現時点の計画では, 第 94 回委員会は 12 月 5 日 (火) 午後, 第 95 回委員会は来年 3 月 6 日 (火) 午後に開催予定であること, もし必要があればこれ以外に追加で開催する可能性もあることが報告された。

— 以 上 —